
令和5年第3回川場村議会定例会会議録第1号

令和5年6月8日（木曜日）

議事日程 第1号

令和5年6月8日（木曜日）午前9時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（3番・4番）
 - 日程第 2 会期の決定
 - 日程第 3 諸般の報告
 - 日程第 4 陳情文書表について
 - 日程第 5 一般質問
 - 日程第 6 議案第33号 川場村介護保険条例の一部を改正する条例について
 - 日程第 7 議案第34号 川場村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
 - 日程第 8 議案第35号 令和5年度川場村一般会計補正予算（第2号）について
 - 日程第 9 議案第36号 不動産（土地）の取得について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10人）

1番	栗原達也君	2番	千木良澄夫君
3番	宮内好美君	4番	細谷市衛君
5番	角田文雄君	6番	丸山敏雄君
7番	津久井俊雄君	8番	星野孝之君
9番	黒田まり子君	10番	小菅秋雄君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村長	外山京太郎君	副村長	宮内実君
教育長	宮内伸明君	総務課長	角田圭一君
住民課長	安藤秀昭君	健康福祉課長	小林巧君
むらづくり振興課長	戸部正紀君	田園整備課長	横坂徹君
教育委員会事務局長	布施伸一郎君	会計管理者	春原久代君

事務局職員出席者

事務局長	今井忠	書記	田中玲子
------	-----	----	------

◎議長挨拶

○事務局長（今井 忠君） ただいまから、令和5年第3回川場村議会定例会が開かれます。

開会に当たりまして、議長から挨拶があります。

○議長（小菅秋雄君） 定例会開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和5年第3回川場村議会定例会が招集されましたところ、議員各位にはご参集賜り、厚く御礼申し上げます。

今期定例会は、新たな議会構成による最初の定例会であり、村民の皆様も村議会における活発な議論をより一層に注視し、期待していただいていることと存じます。村民に開かれた議会運営に十分ご配慮いただくとともに、諸課題について活発な審議が行われますことを心からお願い申し上げます。

さて、今期定例会におきましては、条例の一部改正案をはじめ一般会計補正予算案や人事案件など、各般にわたる議案の提出が予定されておりますが、議員各位には慎重審議、適切な議会運営に努められますことをご期待申し上げるとともに、執行部の皆様の格別なるご協力をお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

◎村長挨拶

○事務局長（今井 忠君） 続きまして、村長から議会招集の挨拶があります。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 皆さんおはようございます。

開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和5年第3回川場村議会定例会を招集いたしましたところ、小菅議長をはじめ議員各位のご出席をいただきまして、ここに開会できますことを心から御礼を申し上げます。

さきの議会臨時会において、議長、副議長をはじめ各委員会の構成が決まり、議員皆様方にとりましては改選後初の定例会となるわけであり、執行部においてはスムーズな議会運営に鋭意努力をしたいと考えているところであります。

さて、5月31日に田園プラザ内の水田で川場小学校5年生による田植祭が開催されました。伝統の衣装に身を包んだ児童による献穀祭の再現に、報道関係者や多くの一般の見学者も訪れ、川場村の春の風物詩として定着をしております。

また、6月3日には、村の活性化に取り組む若者グループによる田んぼアートの田植イベントが開催されました。釣り人が魚を釣り上げるピクトグラム風の図柄で、7月から8月にかけて見頃となり、観光客の目を楽しませてくれるものと思います。また、秋の収穫が楽しみであり豊作を願うところでもあります。

令和元年を最後にコロナウイルス感染症の影響により途絶えておりました川場中3年生をアメリカ、スターバリーへ派遣する国際交流事業が今年度から再開されます。

そのほか中学2年生は8月にイングリッシュキャンプを、中学1年生は12月にイングリッシュセミナーをそれぞれ体験をいたします。中学生が英語に触れる機会を設け、国際社会で活躍できる子供たちを育成してまいりたいと考えております。

5月19日から21日の3日間、G7広島サミットが開催されました。エネルギー・食料安全保障を含む世界経済、ウクライナやインド太平洋を含む地域情勢、核軍縮・不拡散、経済安全保障、また、気候変動、保健、開発といった地球規模の課題など国際社会が直面する課題は山積をしております。G7の首脳が胸襟を開いて議論を深め、未来に向けてのアイデアとプランを明確に提示するなど、議長国としての役目を果たしました。世界をリードする日本となるよう、政府には全国民が期待を寄せているところであります。

さて、本定例会にご提案する案件は、条例の一部改正2件、補正予算案1件、不動産の取得1件、人事案件2件、繰越明許費計算書の報告3件の、合わせて9件であります。

いずれの案件も慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げまして、議会招集の挨拶といたします。

◎開会・開議

午前9時06分開会・開議

○議長（小菅秋雄君） ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第3回川場村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小菅秋雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において3番宮内好美君、4番細谷市衛君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（小菅秋雄君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

本定例会の会期は、本日から6月14日までの7日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から6月14日までの7日間に決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（小菅秋雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

去る5月18日、利根郡町村議会議長会の総会が開催され、役員の変更が行われました。お手元に配付してある総会結果のとおり、会長に片品村の萩原正信議長が選任され、副会長にみなかみ町の石坂 武議長が選任されました。また、監事には昭和村の片柳悦夫議長と私が選任されました。

5月23日、全国町村議会議長会による令和5年度町村議会議長・副議長研修会が東京都千代田区東京国際フォーラムで開催され、出席してまいりました。研修会のテーマは、「町村議会の課題と今後の展望について」「町村こそデジタルを、住民のためのデジタル活用法」「地方議会のハラスメント」といづれの講義もすばらしいもので、今後の議会活動の参考となる講義でした。

5月29日、群馬県市町村会館において、群馬県町村議会議長会の臨時総会及び町村議会議長研修会が開催され、出席いたしました。

臨時総会においては、正副会長及び監事が選任されました。お手元に配付してある総会結果のとおり、会長には玉村町の石内國雄議長が、副会長には長野原町の黒岩 巧議長が、神流町の坂本英夫議長が、監事には東吾妻町の佐藤聡一議長と板倉町の小林武雄議長がそれぞれ選任されました。

また、研修会では「議会運営について、議長としての議事の進め方」と題して全国町村議会議長会議事調査部参与平野 誠氏より講義を拝聴しました。大変勉強になる講義であり、有意義な研修となりました。

令和5年3月20日、3月31日、村長より地方自治法第180号第2項の規定により、専決処分
の報告がありました。報告書の写しはお手元に配付したとおりでありますので、ご承知願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 陳情文書表について

○議長（小菅秋雄君） 日程第4、陳情文書表についてを議題といたします。

お手元に配付してあります陳情文書表について所管の委員会に付託し、十分に審議をお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 受理番号3番を総務文教常任委員会に付託します。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 異議なしと認めます。それでは、よろしく願いいたします。

◎日程第5 一般質問

○議長（小菅秋雄君） 日程第5、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

8 番星野孝之君。

〔8 番 星野孝之君発言〕

○8 番（星野孝之君） 8 番星野孝之です。

通告に従いまして、川場村立川場中学校の利活用について質問させていただきます。

川場村では、村の未来を展望する絶好の機会として、その中核を担うであろう小中一貫校の設立が令和7年4月に決定されています。残り2年を切るという差し迫った時期ではありますが、それと同時に中学生が川場学園へ移動した後も中学校の施設、敷地を今後どのように管理していくのか考えなければなりません。現在の川場中学校は、昭和55年5月21日に新校舎へ移転され、その年11月1日に新校舎新築落成記念式典が執り行われスタートしました。昭和40年生まれの先輩たちのご卒業をはじめにこれまで多くの卒業生を輩出し、各界でご活躍されています。その分、この思い出深い学びやの育成は注目度の高い事業です。まずその間、川場村では平成21年度に校舎耐震工事2,814万円、平成25年度に金工・木工、食堂耐震4,482万4,000円などの施設整備を行ってきました。

廃校・閉校の利活用の事例として文部科学省のみんなの廃校プロジェクトを参照すると、毎年約450校程度の廃校施設が発生。現存する約8割が様々な用途に活用されています。廃校は地方公共団体にとって貴重な財産であり、地域の実情やニーズを踏まえて積極的に有効活用していくことで維持管理費や公共施設の施設整備、コストの縮減、地域コミュニティーの維持・活性化や産業振興など様々な効果が期待されると考えます。

関東地方の事例として、体験型農業テーマパークや製材工場、バイオマス発電所、社会教育施設、障害者福祉施設、道の駅、文化芸術の活動の拠点など多種多様です。県内では廃校の約75%が再利用されています。近隣市町村での優良事例として、沼田市の旧南郷小では平成28年4月に建設業の未来の担い手を育成する合宿型総合訓練施設に生まれ変わり、基礎から徹底的に教え、3か月間で即戦力の職人を育成しています。運営するのは一般社団法人利根沼田テクノアカデミーです。このように廃校は終わりではなく始まりです。

令和7年3月に閉校し、すぐに4月から利用が開始されればベストですが、施設敷地は放置期間が長ければ長いほど復活に時間も費用もかさむことから、川場学園開校準備と並行して進めなければならないという投げ込みの意味を込めて質問させていただきます。

現状での活用方針の考え方、まずその手順、解体の可能性も含めて村長の答弁を求めます。よろしくお願いたします。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 星野孝之議員の一般質問にお答えを申し上げます。

川場中学校の歴史を振り返ってみますと、昭和22年学制改革により新生中学校が誕生いたしました。当時は校舎もないことから既設の小学校を間借りして授業を行っていたのが現状でありました。昭和25年12月に最初の中学校校舎が完成をしております。現在はサッカー場として利用されている場所であります。昭和26年1月より新築となりました校舎にて授業は行われるようになりました。その校舎も老朽化などから昭和55年から現在の谷地字川久戸地区の薄根川西側に校舎を新設し移転をしております。その校舎で勉学やスポーツなどに励み、青春のかけがいのない貴重な時間を過ごした卒業生は、開設より令和6年度までに2,018人となる予定であります。多くの川場人を育ててきた川場中学校は、村民誰もが大切な空間と捉えていることと思っております。

現在の中学校敷地は3万5,000平方メートル、校舎は鉄筋コンクリート3階建て延べ3,000平方メートル、体育館は鉄筋造り平屋建て1,000平方メートル、金工木工室・食堂は鉄筋造り平屋建て500平方メートルとなります。これらの建物は、平成21年度から30年度にかけて耐震補強や大規模改修工事が実施され、多額の経費も投入されました。しかしながら、川場学園開校に伴い、令和6年度末をもって廃校となる計画であります。これだけの規模を持つ施設で村の貴重な財産であり、村民の大切な思い出の場所でもありますので、有効活用を図らなければなりません。

現在、川場村では知識集団である一般社団法人残すに値する未来のメンバーと、川場中学校跡地を活用する構想について意見交換を行っております。川場村を担う人々がともに未来を思い、語れる人々と出会い活動する場所、未来の種を育てる場所として生まれ変わる必要があると提言されております。これらの提言を実現するためには、ソフト・ハード事業ともに高度な技術や資金を必要とされております。また、ある企業集団よりアニメ制作スタジオとITスクール設立等の提案や、美術館や博物館などの収蔵品保管場所としての活用などのお話も伺っております。

川場中学校の廃校まで2年を切りました。残された期間もそう多くはありません。村民のご意見も大切であります。そのため、村民や有識者による（仮称）中学校利活用構想推進会議を設立し、構想や提案、ご意見を踏まえて中学校利活用計画を早期に策定したいと考えております。利活用計画には、村民の思い、川場村に理解を示し支援をしていただく方々の思い、計画実現のための具体策や財源計画なども必要となります。早期に実現可能な計画を策定し、中学校施設の有効活用を図れるよう努力をしていきたいと考えております。

今後も引き続き議員各位のご努力とご支援をお願い申し上げまして、星野孝之議員の質問の答弁とさせていただきます。

○議長（小菅秋雄君） 星野孝之君。

〔8番 星野孝之君発言〕

○8番（星野孝之君） 村長ご答弁ありがとうございました。

幾つかのお話もう既にしているという回答でございますし、村民を交えた計画を策定するための会議も早急につくって準備を進めるというご回答だったので、私のほうから再質問はございません。

ありがとうございました。

○議長（小菅秋雄君） 以上で、8番星野孝之君の質問は終わりました。

次に、7番津久井俊雄君。

〔7番 津久井俊雄君発言〕

○7番（津久井俊雄君） 通告により質問させていただきます。

60年近くに及ぶ木材価格、低迷いたしまして伐期を迎えているが、今後、行政は森林環境上と防災上、また山林経営にどう関わっていくか質問させていただきます。

まず、所有者の高齢化、後継者の林業離れ、サラリーマン化などから手入れができず、山が荒れ倒木が出ておまして森林整備を必要としております。親の代に植えられた森林、場所も境界も材木の売り方も分からない戦後生まれの世代が多いわけでございまして、木材価格は樹種、樹齢、山林の場所、条件、相場によって価格は非常に大きく左右されるもので、森林管理委託は今後非常に困難と思われまますので、今後どういうふうに政策を反映していくか聞きたいと思ひます。

次に、山林経営を行う上で、林道、作業道は必要不可欠と思われまます。金融機関が発達していない時代には、山が家族に大きな役目を果たしてまいりました。山と家族が親しみをもち、先祖の残した山を守って次世代に引き継ぐために、林道をより多く開設してほしい。特に、黒岩の千年の森から林道寺木線に通ずる計画はどのように考えておられるか、お聞きしたいと思ひます。

3番といたしまして、杉、松は建築用材として植林されております。ヒノキは価格も高く多く植林したいけれども、鹿の食害が甚大で不安が残ります。カラマツは成長が早く育てやすいけれども、先々価格が期待できるものではないと聞いております。伐採後に何を植林したらよいか分からない。そういう人たちが多ひ。今後、政策としてどのように林業指導を考えておられるかを聞きたいと思ひます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 津久井議員の一般質問にお答えを申し上げます。

まず、1つ目の質問でございますが、津久井議員ご指摘のとおり、森林所有者の高齢化や後継者不足、加えてこれらの大きな要因となった木材価格の低迷などにより、手入れがされていない森林が増え、山林の荒廃が進んでいる状況でございます。令和元年から始まった森林経営管理制度では、森林所有者の意向を確認し、森林の管理と経営について自ら管理経営をする意思がない場合、市町村に経営管理を委託し、市町村は林業経営者に経営管理を再委託できることとしております。

本村におきましては制度が始まって以来、手始めとして後山地域において意向調査を実施いたしました。所有者自身が経営管理したり、直接委託先を見つけることもできるわけですが、意向調査の結果としては、ほとんどの所有者が村への経営管理委託を希望しております。さらに、その手続と並行

いたしまして、森林所有者の確定と境界明確化の作業を環境譲与税などを原資として進めているところでございます。いずれにいたしましても、これらの事業は全村が終了するまでには相当の時間を要するものでありますが、森林の荒廃や世代交代等、待ったなしの状況もございますので、引き続きこれらの業務に取り組んでまいります。

2つ目のご質問の林道計画についてでございます。林業経営を行う上で木材の原木価格の高騰が見込められない現状においては、木材を伐採し、その木材を搬出するなどに係る経費の負担をいかに減らしていくかが大きな課題となります。木材搬出をいかに効率よく行い、経費を抑えるかによって収益に大きな差が出てまいります。群馬県と川場村では、平成29年度から5年間にわたり、林道太郎線の開設事業を行ってまいりました。この事業も令和3年度をもって終了となりましたので、さらに次の林道事業への展開を検討しているところでございます。

ご質問にございます黒岩の千年の森から林道寺木線にかけて、あるいは他の区域の開設も含め、ルートへの地形や経費効率など実現可能性等を考慮しながら、群馬県にも引き続き川場村内での林道開設の事業化を働きかけていきたいと考えております。

3つ目の、どういった樹種を植林したらよいか、また、村としてどう指導するかについてでございます。まず初めに、30年後、40年後の伐期を迎えた頃の木材の需要が、現在と比較してどのように変わっているかということを見込むのはなかなか難しいことであると考えております。したがって、伐採したときの木材価格を見込んで植林をする樹種の選択を判断するというのは、相当に困難なことであります。

次に、川場村が位置する地域の気候や川場村内でも植林する位置や地形によっても、最適な樹種というものは変わるかと思えます。特に、値段の高い木を育てたいということであれば、どんな樹種を植林するにしても、植林後に柵を設けて動物の食害から守ったり、下草刈り、枝打ち、間伐等、適切な森林整備を行っていくことが大切であると考えております。村といたしましては、何の木を植えたら儲かるかということよりも、こういった適切な森林整備の実施を働きかけたり、あるいは制度づくりを引き続き行ってまいりたいと考えております。

津久井議員が理事長を務めていらっしゃいます川場湯原林業合資会社は、村内随一の森林所有者面積を誇り、木材の賦存量も相当なものと思われまふ。森林の経営管理を業としている森林組合などにもご相談をいただき、協力し合って、ぜひとも川場村内の森林所有者の目標となり、模範となるよう経営管理を実現させていただきたいとご期待を申し上げます。民有林に限らず、国有林、県有林、村有林を含め、森林環境や資産としての木材は川場村の貴重な地域資源でもあります。森林所有者、林業事業体、行政が一体となって川場村の未来につながるような保全と有効活用に取り組んでまいります。

議員各位におかれましても、今後の村の取組について特段のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。津久井議員の一般質問の答弁といたします。

○議長（小菅秋雄君） 津久井俊雄君。

〔7番 津久井俊雄君発言〕

○7番（津久井俊雄君） 心配しておりました山林経営ですけれども、先祖から受け継いで我々に至るわけでございますけれども、戦後の我々ももう次世代にその経営を任せるときになってまいりましたけれども、次の世代の跡継ぎの人たちは全く山林に興味がないような気がしております。防火線、あるいは下草刈りなど学校教育の中で着々と森林指導をしていただいておりますし、それからまた森林整備が非常に森林組合等で集団を対象に何十町歩というような面積を、今、交渉中でもございますので、私は非常にありがたいなと思っております。先ほど村長から配られました質問に対するお答えで、十分私も理解できましたし、これらをまた聞いていただいた山林経営者の人もほっとしているのではなかろうかと思えます。ますます森林政策にも力をいただきまして、川場村の環境防災上、そういった面から山林が活かされることを祈念しまして質問を終わりたいと思えます。

ありがとうございました。

○議長（小菅秋雄君） 以上で、7番津久井俊雄君の質問は終わりました。

次に、4番細谷市衛君。

〔4番 細谷市衛君発言〕

○4番（細谷市衛君） 4番の細谷市衛です。通告に基づき一般質問をさせていただきます。

川場村では、100年先を見据えた自主自立の村づくりを進めており、滞留、交流人口の維持、増加を図りながら、老朽化した役場庁舎の建て替えを行っております。また、令和7年より小中一貫校の川場村立川場学園が発足し、義務教育の学びの場として1年生から9年生が勉強するようです。すばらしい学園になることと望んでおります。

現在、建設中の役場庁舎、交流ホール、むらの学習館、エネルギーセンター、多世代交流ラウンジと立派な施設が建設を行っております。道の駅田園プラザに次ぐ観光名所になるような気もします。しかし、今までの本村の生徒が安全に心行くまで学習する場所があまり活用されておりました。そこで現在、建設中のむらの学習館についてお聞きします。

本村の児童生徒の学習、復習の場として活用、また、村民の学習する場所として利用してもらい、学習を高めていく上でも具体的な対策はどのように考えているのか教育長にお伺いいたします。

○議長（小菅秋雄君） 教育長。

〔教育長 宮内伸明君発言〕

○教育長（宮内伸明君） 細谷市衛議員の一般質問にお答えいたします。

本村の児童生徒の学習や復習の場として、また、村民の学習する場として、むらの学習館を利用し学力を高めていく上で具体的な対策はどのようなことを考えているかについてでございますが、過日、むらの学習館の内部を見学する機会がありました。外観は黒を基調とした造りとなっておりますが、内部は淡いグレーの床以外、壁や天井、ロッカーや書棚などの全てが白で統一されておまして、ま

た、1、2階ともに東側と北側のほぼ全面がガラス張りの窓となっていることからとても明るく、しかも落ち着いた雰囲気満ちていて、学習意欲が自然と湧いてくるような空間となっております。

なお1階には、学習に必要な図書を多数収納できる書棚が設置されているとともに、個別に電源やライトが配置された北側の学習カウンターは8人まで利用できるようになっております。また、東側入り口付近には、じゅうたん敷きのキッズコーナーが設けてあり、親子でゆったり過ごしながら絵本などを楽しむことができるように工夫されております。

一方、2階の学習室は、30人ほどが入れる部屋となっております。学習塾や文化協会各部など、各種団体の研修会、あるいは放課後子ども学習や川場中未来塾など、子供たちの学習の場として最適だと思われま。また、廊下には休憩したり簡単な軽食を取ったりすることができるように、長いベンチが設置されております。

このほかにも様々な工夫が施されている学習館であります。村民の学習の場、学びの拠点とするための具体的な対策として、1つ目は仕事を終えてからでも来館することができたり、高校生や大学生等が夜も学習したりできるよう閉館時間を21時以降とする。2つ目は、社会教育委員の方々のお力をお借りして、例えばミニ映画鑑賞会や大人も子供も楽しめる絵本の選び方教室など、学習館独自の事業を実施する。3つ目は、Wi-Fi環境が整い次第、ICTを使った各種研修会や中学生を対象としたイングリッシュキャンプ、イングリッシュセミナーなどの会場として活用するなどについて、現在検討しているところであります。

いずれにしても乳幼児からお年寄りまでの幅広い層の村民の皆さんの学習場、学びの拠点として多くの方々に利用していただけるよう活用方法を工夫していくとともに、かわば広報等でPRをしていきたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。細谷議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（小菅秋雄君） 細谷市衛君。

〔4番 細谷市衛君発言〕

○4番（細谷市衛君） 昨今、少子化の進む中、子育て世代の方は負担が大きく、子供たちの教育に対しても大変であります。今後は立派なむらの学習館ができるわけですから、子供たちの子育て支援の方や村民全員が大いに利用していただける、よい施設ができたと思っております。

ただいま教育長の案を聞かせていただいて、明るく学習ができる学習館だとか、親子でゆっくり過ごせる学習館、そういうところがやはり大切だと思っております。村のためにも高い満足度を得られるように施設を活用していただきたいと思っておりましたが、今の話を聞いて安心いたしました。これからはできる限り、村の方が活用できるように頑張って検討していただきたいと思っております。

私の思ったことより立派な考えを持ってむらの学習館の構成ができたということで、私も納得いたしました。本当にありがとうございました。これで質問を終わりたいと思っております。

○議長（小菅秋雄君） 以上で、4番細谷市衛君の質問は終わりました。

次に、1番栗原達也君。

〔1番 栗原達也君発言〕

○1番（栗原達也君） 1番栗原達也です。通告に基づき質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症が発生する前後の行事やイベントについて質問いたします。新型コロナウイルス感染症は、感染力や重症化のリスクが低くなり、5月8日から5類に引き下げられましたが、この感染症の発生により多くの人のライフスタイルや社会構造そのものが変わりました。コロナ前に行っていた行事、イベント等をそのまま再開するのではなく、これを機に大幅な見直しを行い、必要なものは残し、そうでないものについては廃止、または変更していく。当然、今までも行っていることと思いますが、いま一度見直し、精査をする考えはありますか。村長の答弁を求めます。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 栗原達也議員の一般質問にお答えをいたします。

令和元年12月に原因不明の肺炎として報道された中国湖北省武漢が発症とされる新型コロナウイルスにより世界経済が低迷に陥り、日本でも各種イベントが中止・延期されるなどの対応が取られました。

令和2年2月27日に、当時の安倍首相から全国の小中高などに一斉の臨時休校の要請がなされ、川場村でも小中学校を3月2日から4月6日までの間、臨時休校とする決定をいたしました。以降、各種行事やイベントなど、人々が集う集会等は行われなまま時は経過をいたしました。感染防止対策やワクチン接種など、人々の努力により3年の時を経て、令和5年5月8日には感染症レベルが2類相当から5類へ引き下げられました。それまでのマスク着用は個人の判断に委ねられ、集会等の制限も解除されたところでございます。

栗原議員のご質問にあるように、コロナウイルスの流行を機に多くの人のライフスタイルや社会構造そのものが変化しており、コロナウイルス感染症により新たに生み出されたもの、また、廃止もしくは省略が可能と判断されたものなどがあります。役場事務事業の中では、申請書類等への押印の廃止や携帯電話による納税など、役場窓口に直接足を運ぶことなく用を足すことが可能となり、簡易な会議は書面で開催するなど、コロナ禍を経験したからこそその事務改善も行われてきております。

過日、川場まつり実行委員会では、川場村会議員の皆様をはじめ、各地区区長、関係団体の長にご参集をいただき、令和5年度の川場まつりをコロナ以前の祭りに戻すことの決定をいただきました。みこし行進の参加については、各地区の判断に委ねられることとなりますが、村内各地の伝統あるみこしにより、活気ある川場まつりとなることを期待しております。イベント内容を一部見直し、新たな試みとしてキッチンカーの出店を予定しており、会場のにぎわいに花を添えてくれるものと期待しております。

このように、事業によってはリモート会議など、対面ではなくても効果が得られるものがある一方、

膝を交え胸襟を開いた中での意見交換が実を結ぶものもあります。役場が主催する行事、イベントについては単に継続するものではなく、その意義や妥当性をゼロベースから考え、村民ファースト・参加者ファーストを念頭に事業を実施してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、コロナウイルスが完全に消滅したわけでもなく、いつ何どき新型のウイルスが私たちの生活を脅かすかもしれません。うがい・手洗いの励行、必要に応じたマスクの着用、積極的な予防接種など、日頃からできる予防対策を講じた上で、全村民が幸福と感ずることができるよう必要と考える事業は継続をし、また、さらなる活性化につながると思われる新規事業についても、国や県から示された事業については積極的に取り入れ、村独自の新規事業についても職員の英知を寄せ合い実施してまいりたいと考えております。

議員各位には、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げ、栗原議員の一般質問の答弁といたします。

○議長（小菅秋雄君） 栗原達也君。

〔1番 栗原達也君発言〕

○1番（栗原達也君） もう1点、質問いたします。

今年も第9回上州武尊山スカイビュートレイルが9月23、24に開催される予定ですが、この山岳トレイルを開催したころは国内でも珍しく人気もありましたが、現在では国内はもちろん、海外でも数多くの大会が開催されております。

そこで、この上州武尊山スカイビュートレイルのエントリーが6月27日が締切りとなっておりますが、現在の申込者がどのぐらいいるのか。申込者数によっては中止という選択もあるのかどうか。予定人員に達しない場合、村負担分が発生するのかお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小菅秋雄君） 副村長。

〔副村長 宮内 実君発言〕

○副村長（宮内 実君） 栗原議員の質問にお答えさせていただきます。

第9回上州武尊山スカイビュートレイルの開催につきましてですが、先ほど議員からもありましたように、この9月23日から24日にかけて競技をすることになっております。現在募集しておりますが6月の末ですか、費用のことを考えております。

今回の大会につきましては、128キロと80キロというコースの2種目に分けて行うことになっております。前回の大会は、令和元年9月22日から23日に、140キロ、75キロ、32キロと。出発につきましては川場村、みなかみ町のほうだいき、片品牧場というようなことで3か所から出発しまして、それで川場に最後帰ってくるというようなコースでして、非常に経費のかかる大会ということでございました。それで、前回の大会は令和元年の9月なんですけど、そのときは1,960人の参加で、参加費は約3,000万円ほどを集めて、2,000人ぐらいの参加者がありまして準備できたということでございます。それで、昨年も大会を開催したいということで、令和4年9月24日

から25日ということで計画をいたしまして募集も行いました。同じ140、70、30ということで3か所同じようなことだったんですが、集まった参加者は735人ということでございまして、何とかやっけていきたいということで計画したわけですが、昨年の7月12日に豪雨が発生しまして登山道が多く崩壊して、結局整備して大会に間に合わすことができないということで、大会は残念であります中止になったという経緯がございます。それで、この大会の参加費については1,800万円ほど集まったわけですが、これ実は全額返金をいたしました。

今回、現在、128キロの参加申込みが231人、80キロの参加申込みが273人ということです。これは6月5日現在でございます。合計で504人ということですから、まだまだ参加人数が少なく、参加費も合計で1,500万円ほど集まっているわけですが、そういうことになっております。

経費をなるべく節減をして開催をしたいということですから、今までは3か所からスタートしたと。今回は1か所、川場からスタートして川場に帰ってくるということで非常に経費を節減しておりますので、何とか6月のその締切りまでに、今504人ですが650人、あと150人ほど集まれば大会はできるんじゃないかなというふうに思っております。それというのは、今、週に50ぐらいの方が追加で申し込んできておりますので、この6月の締切りまでにはそのくらいの数字に到達できる。そうすると参加者の負担も約2,000万円を見込めますので、そうすると大会ができる方向になってきます。なるべくこの大会につきましては、4年ぶりの大会でございます。累積標高差も8,000メートルあるということですから、日本では一番最難度の大会ということで認知されておまして、そのため3年間休んでおりますので、参加者も体がまだついてきていないということから、かなり控えている皆さんが多いというふうに伺っております。国内でも何か所か、もう既に大きな大会が始まっておりますので、足切りも始まっておりますので、そこに参加できない皆さんも川場のほうに参加しようというようなことで、今、情報も流れているということですので、何とか6月の末まででその予定人数を集めて、この9月の大会を実施していきたいということで、現在、実行委員会のほうでもこういう計画を着々と立てておまして、安全な大会としてやっていきたいということで考えておりますので、ご理解を賜ればと思っております。

以上でございます。

○議長（小菅秋雄君） 栗原達也君。

〔1番 栗原達也君発言〕

○1番（栗原達也君） 説明ありがとうございました。

川場村の新庁舎の建設等でかなりの財政を逼迫しているようですが、村民が心配することなく安心して暮らせる財政運営をお願いして質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（小菅秋雄君） 以上で、1番栗原達也君の質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

◎日程第6 議案第33号 川場村介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第6、議案第33号 川場村介護保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております、議案第33号 川場村介護保険条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、令和5年度以降における国の財政支援の取扱方針の決定に伴う新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免基準を定めるため、川場村介護保険条例の一部を改正するものであります。

慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第33号 川場村介護保険条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第34号 川場村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第7、議案第34号 川場村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております、議案第34号 川場村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

国民健康保険法施行令等の一部改正に伴い、福祉医療費の支給に関する条例の定義の改正及び文言修正をするため、川場村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正するため提案するものであります。

慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第34号 川場村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第35号 令和5年度川場村一般会計補正予算（第2号）について

○議長（小菅秋雄君） 日程第8、議案第35号 令和5年度川場村一般会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております、議案第35号 令和5年度川場村一般会計補正予算（第2号）について、提案説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既決の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,981万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億7,876万8,000円とするものであります。

歳入は、地方交付税3,392万8,000円、国庫支出金194万7,000円、繰入金7,100万円、村債3,230万円それぞれ追加し、諸収入936万4,000円を更生減いたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明をいたします。

第2款総務費は、1億479万7,000円を追加計上いたしました。姥堂地区分筆登記事務委託料170万円、官有地購入費100万円、新庁舎移転システム移設業務委託料4,015万6,000円、新庁舎建設工事8,000万円等を追加し、世田谷区人件費負担金1,000万円、県議会議員選挙費及び村長村議会議員選挙費合わせて984万5,000円をそれぞれ減額をいたしました。

第3款民生費は、179万9,000円を追加計上いたしました。高校生医療費無料化に伴うシステム改修費などであります。

第4款衛生費は、16万円を追加計上いたしました。栄養士雇い上げ報奨金であります。

第6款農林水産事業費は、1,030万円を追加計上いたしました。6次産業国際戦略事業補助金30万円、地方創生応援税制事業補助金1,000万円であります。

第7款商工費は、1,126万4,000円を追加計上いたしました。田園プラザちびっこゲレンデ修繕費1,015万3,000円、用地購入費106万1,000円などあります。

第8款土木費は、415万2,000円を減額計上いたしました。人件費607万7,000円を減額し、村道補修工事93万5,000円、村営住宅修繕費99万円をそれぞれ追加計上いたしました。

第10款教育費は、564万3,000円を追加計上いたしました。風の谷講演委託料88万円、文化祭開催経費及び文化会館修繕費457万6,000円などあります。

以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げます。

よろしく御審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。提案説明いたします。

○議長（小菅秋雄君） ここで担当課長の細部説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 角田圭一君発言〕

○総務課長（角田圭一君） それでは、議案第35号 令和5年度川場村一般会計補正予算（第2号）の細部説明をいたします。

令和5年度川場村の一般会計補正予算（第2号）では、歳入歳出それぞれ1億2,981万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億7,876万8,000円とするものです。

第2条といたしまして、地方債の追加及び変更は、第2条地方債補正による。

4ページをご覧ください。

第2表地方債補正、1、追加。起債の目的といたしまして、緊急防災・減災事業債、限度額4,610万円。起債の方法、利率、償還の方法はご覧のとおりです。この緊急防災・減災事業債というのは、防災備蓄倉庫の上に設置する防災トイレに係るものでございます。そして限度額の4,610万

円の70%が後年度、交付税措置される有利な起債となっております。

2といたしまして、変更。一般事業債ですが、補正前の限度額4億8,120万円。補正後の限度額3億4,820万円。ここで1億3,300万円減額となっておりますが、その内訳といたしまして、まず防災トイレを当初見込んでおりましたが、この防災トイレが先ほど説明いたしました緊急防災・減災事業債のほうに変更となりましたので、防災トイレ分3,460万円から減額変更、そしてまた小中一貫校に係るものが当初この一般事業債で予定されておりましたが、その下で説明させていただきます、学校教育施設等整備事業債のほうに変更となりましたので、一般事業債で見込んでおりました小中一貫校部分1億2,930万円がここで減額されております。

そして、庁舎建設工事分として3,090万円がここで追加されておりますので、総計といたしまして1億3,300万円が、一般事業債が減額されております。

そして、学校教育施設等整備事業債が補正前の限度額9,350万円、補正後の限度額2億1,260万円。ここで1億1,900万円増額となっておりますが、一般事業債で見込んでいたものがこちらの教育債のほうに回ってきましたので、その分が増額となっております。

防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債、補正前の額1億1,530万円、補正後の限度額1億1,540万円、ここで10万円増額されておりますが、この防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債につきましては、木質ボイラー及び太陽光の整備事業に関わるものですが、今回10万円の増といたしまして端数調整ということで増額いたしております。

続いて、5ページになります。

歳入歳出予算事項別明細書になります。まず歳入ですが、補正前の額42億4,895万7,000円。補正額、各款の補正額につきましてはご覧のとおりで、補正額合計は1億2,981万1,000円で、歳入合計を43億7,876万8,000円とするものです。

続いて、6ページをご覧ください。

歳出になります。補正前の額42億4,895万7,000円。補正額、各款の補正額はご覧のとおりで、補正額合計は1億2,981万1,000円で、歳出合計を43億7,876万8,000円とするものです。補正予算額の財源内訳といたしまして、国庫支出金194万7,000円、地方債3,230万円、その他6,163万6,000円、一般財源3,392万8,000円となります。

7ページをご覧ください。

歳入の詳細説明となります。10款1項1目地方交付税3,392万8,000円追加。

14款2項1目デジタル基盤改革支援補助金194万7,000円。これは国庫10分の10の補助金となっております。

18款1項10目役場庁舎整備基金繰入金7,100万円。

20款4項5目学校給食費936万4,000円の減額となっておりますが、これにつきましては、

コロナ交付金を活用いたしまして、保護者から徴収する給食費を7月から無料とするために、ここで減額とさせていただいております。

続いて、8ページになりますが、21款1項につきましては、先ほど4ページで説明させていただいたためにここでは割愛させていただきます。

続いて、9ページをご覧ください。

歳出の詳細説明となります。2款1項1目世田谷区派遣職員人件費負担金1,000万円の更生減。これは当初予算時点では、世田谷区から派遣されている職員の人件費を川場村で持つということで予算措置したところ、世田谷区と協議した結果、その世田谷区から派遣された職員分は世田谷区で負担してくれるということから、今回ここで1,000万円更生減しております。

3目財産管理費の12委託料、姥堂地区分筆登記事務委託料170万円。これにつきましては、病院坂の■■■■さんの住宅の前に、川場村の土地、そして土地開発公社の土地、そしてまた絶家、絶えた方の土地があるわけですが、この絶えた方の土地につきましては現在、裁判所のほうで協議しております。いずれは川場村の土地となるということで調整しているところですが、それらの土地の調査測量及び分筆登記をするための費用となっております。

続いて、16公有財産購入費ですが、官有地購入費100万円。これにつきましては、■■■■■■■■■■の工場の裏手に官有地、財務省が管理している土地が3筆ほどございます。その土地を川場村で購入するための、要は予算として100万円計上させていただきました。この金額につきましては、川場村が国から土地を買うのに当たりまして、申請時に確かに川場村が買うという証拠というんですかね、それを示す必要があるというところから、実際にはこの100万円というのが正確な数字ではないんですが、予算書に計上しておいて、財務省と申請協議するときにこの予算書の写しを添付しなければならないために、ここで概算ということで100万円を計上させていただいております。

続いて、4目企画費になりますが、職員手当91万3,000円。これにつきましては、先ほど世田谷区の人件費分につきましては世田谷区で出してもらおうということになったんですが、その地域手当というのが世田谷区にはあるんですが、その地域手当分については川場村のほうで負担していただきたいというところから、今回ここで91万3,000円を計上しております。

続きまして、9目地域づくり事業費の中の地域活性化交付金20万円の追加ですが、これにつきましては、各地区に世帯数に応じて村から地域活性化交付金を交付しているわけですが、生品地区が世帯数200件を超えたために、一つ上の補助金額というんですか、となったために20万円を追加しております。

11目新拠点構想推進費の中の12委託料、システム等移設業務委託料4,015万6,000円となりますが、この中で大きなものといいますと防災無線と防災設備の移設に2,530万円ほど見込んでおります。

続いて、14工事請負費の中の役場庁舎建設工事8,000万円。これにつきましては、部材の高

騰分、それから追加工事に係るものとなっております。

続いて、10ページをご覧ください。

10ページ一番下の2款3項1目戸籍住民基本台帳費で、ここで財源変更ということで歳入のところで194万7,000円、国庫10分の10の負担金ということで説明いたしましたが、当初予算では一般財源で見込んでおりましたが、今回、国庫金が入ってくるということから、ここで財源変更しております。

続いて、11ページになります。

2款4項選挙費では、3目県会議員選挙及び10目村長及び村議会議員選挙費。これにつきましては、4月の統一選挙によりまして事業費が確定したために県議会議員、それから村長・村議合わせて984万5,000円更生減としております。

続いて、13ページをご覧ください。

13ページ、3款1項4目福祉医療費の12委託料で、福祉医療システム改修委託料110万3,000円がございます。これにつきましては、医療費の無料化を高校生まで年齢を上げたためのシステム改修費となっております。

続いて、3款2項1目児童措置費の19扶助費ですが、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別支給金50万円でございますが、さきの5月の臨時会の際に、非課税世帯の子供への給付金ということで、34人分、170万円を予算措置していただきましたが、ここでは非課税世帯ではなくて、家計急変世帯の子供10人分ということで、ここで50万円を追加させていただいております。

続きまして、14ページをご覧ください。

14ページ中ほど、6款1項3目農業振興費の6次産業国際戦略事業補助金30万円。これにつきましては、川場村の雪ほたかと昭和村の北毛久呂保のコラボした和スイーツが、にっぽんの宝JAPANグランプリに入選いたしました。その結果、国際大会に出場することとなりましたので、その国際大会の参加経費の一部を補助するというものでございます。

続きまして、6款2項2目地方創生応援税制事業補助金1,000万円。これにつきましては、企業版ふるさと納税をいただいた1,000万円をウッドビレジに補助金として出すものでございます。

続いて、15ページ。

7款1項2目観光費の中の14工事請負費。川場田園プラザちびっこゲレンデ滑走部修繕工事1,015万3,000円でございますが、これについては、田園プラザにございますちびっこゲレンデ、人工芝の消耗が激しく、その人工芝の全面張り替えをここで予定しております。

続いて、16公有財産購入費の中の道の駅川場田園プラザ敷地購入費106万1,000円でございますが、当初予算で2,500万円を予算措置していただいたところですが、土地集計に漏れた筆が1筆ございまして、その追加経費ということになります。

そして、15ページ一番下の8款1項土木管理費では、まず4月の年度途中に会計年度任用職員を採用したこと。そしてまた、課長が当初はこの一般会計から給料等人件費を支払っていたわけですが、課長の人件費を一般会計から水道会計へ振り替えたために減額となっております。

そして、16ページ一番下をご覧ください。

8款2項1目道路維持費。舗装補修等購入請負費935万円ですが、村道門前溝又線の道路改良に伴う設計積算の変更のための増額となっております。

続いて、17ページ。8款5項1目村営住宅駐車場及びひさし修繕工事99万円。村営住宅で修繕が必要となったためにここで追加させていただいております。

続いて、10款1項2目事務局費の中の12委託料、風の谷講演委託料88万円ですが、ここでは日本を代表する大学の教授、そして起業家の方から川場村の将来ビジョン等の講演を受けるための8回分の講演料となっております。

続いて、18ページをご覧ください。

18ページ、10款5項2目文化会館費となりますが、この文化会館費の中では文化祭経費を当初予算で見込んでいなかったために、11月22日、23日に川場村文化祭を実施することが固まりましたので、今回ここで文化祭の開催経費、そして建物修繕費の中で文化会館等修繕費で242万円見ているところですが、文化会館の屋根瓦の破損が激しくて、瓦の下に水がたまっているような状況で、その修繕をするための費用としてここに計上させていただきました。

以上、細部説明を終わりにさせていただきます。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明及び細部説明を終わります。

これから質疑を行います。

本案は、歳入歳出ともに一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って質疑をしてください。質疑ありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第35号 令和5年度川場村一般会計補正予算（第2号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第36号 不動産（土地）の取得について

○議長（小菅秋雄君） 日程第9、議案第36号 不動産（土地）の取得についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております、議案第36号 不動産（土地）の取得について提案説明を申し上げます。

取得する不動産は土地であります。

所在は、川場村大字谷内字原3204番地外4筆。

面積は、1万134万平方メートル。

地目は、畑。

所有者は、川場村土地開発公社。

購入金額は、1億8,595万8,900円であります。

この土地は、村の新拠点用地として、川場村土地開発公社が先行取得いたしました2万1,632平方メートルのうち、役場新庁舎等の施設に係る駐車場を整備するための第2工区の土地になります。

不動産取得予定価格が700万円以上及び取得面積が1件5,000平方メートル以上のため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき提案するものであります。

原案のとおりご決定いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第36号 不動産（土地）の取得についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散 会

○議長（小菅秋雄君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

また、6月14日は、議事の都合上、午後1時30分から本会議を開催いたしますので、定刻までにご参集ください。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時21分散会